

(別紙2)

コンテンツ製作の資金調達における税制改正等の意見募集の結果について

平成14年3月14日
経済産業省文化情報関連産業課
(メディアコンテンツ課)

コンテンツ製作の資金調達に関し、広く一般から税制改正等の要望について、平成14年1月22日から平成14年2月28日までの間、意見募集を行いました。頂いた御意見の概要は、以下のとおりです。いただいた御意見・御提案につきましては、検討の上、平成14年度の施策に反映して参ります。御協力ありがとうございました。

1. 御意見の件数 計4件
2. 頂いた御意見の概要(重複意見は省略)

(1)制度上の論点

信託業法において知的所有権全般について信託対象として認めて欲しい。

商品ファンド法の映画に係る規制を撤廃して欲しい。

商品ファンド法の趣旨を金融専門家以外に分かりやすく解説することはもとより、場合によっては映画等に投資を促進するための立法が必要ではないか。また、アニメ、ゲーム等の映像系デジタルコンテンツが同法の対象範囲に属する場合の条件等につき明らかにする必要があると思われる。

小口ファンドの投資方式について、中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の改正により組合員数の枠が100に拡大されたばかりであるが、より多くの投資家からの出資を募ることが可能となるよう、組合員数の一層の拡大が必要と思われる。

ヒット商品により生じた利益を次回以降の作品の制作費にあてることを税法上支援する制度として、コンピュータ・ソフトウェア製品に対する税法上の優遇措置である「汎用プログラム開発準備金制度」のデジタルコンテンツ版を新設することが望ましい。

現行のメカトロ税制はデジタルコンテンツ関連企業の設備充実に有益な制度であるため、今後も同制度を継続するとともに、対象分野の拡大(CG映像制作用機材、ゲームソフト制作ツール)が望まれる。

(2)会計、評価に係る論点

コンテンツのビジネスデータを収集・蓄積し、新たなコンテンツの企画・脚本の財産的価値を評価する中立的な機関・組織及びその評価を元に信用保証する

システムの確立が望ましい。

投資を促すのに必要な透明性を確保するため、コンテンツ制作における会計基準の設定及び基準に従って著作物を貸借対照表に表現する会計処理を促す方策、また、監視及びアドバイスを提供するための第三者機関の設立等の施策を講じてはどうか。

リスクマネー、投資の後立てをさせる何らかの政策（損金算入、最低限保証等）を講じてはどうか。

金融機関からの融資を促すため、アニメーション、ゲーム等のデジタルコンテンツについて、映画における完成保証ボンドを準用したスキームを構築する必要があるのではないか。

(3) 支援措置に係る論点

デジタルコンテンツの製作者が自らの権利を確保できるように、何らかの直接的な支援制度や各種優遇措置の充実を望む。

日本版ハリウッドのようなコンテンツ制作の集積地を形成し、制作者やプロデューサーを育成する専門校を設立するとともに、学生の就職斡旋など、業界との密な交流を推進してはどうか。

映像の出口の増加に資するため、デジタル上映システムの購入・設置やブロードバンド配信システムの購入・運営に対する優遇措置を講じてはどうか。

制作資金の透明化や制作の効率化のため、公的機関等による制作基盤ツールや部品DB化等の開発とその普及が望まれる。

コンテンツ制作ベンチャーの多くはクリエイター集団であることが多く、財務環境等の整備が不得手な集団が多いため、制作費管理支援、著作権管理支援、プロデューサー育成支援等の施策を講じてはどうか。

クリエイターを育成するため、クリエイター育成型コンテンツ制作支援やグランプリなどクリエイターのデビュー・発表の場の提供支援などを講じてはどうか。

資金回収を容易にするため、販路開拓支援等を講じてはどうか。

(4) その他

コンテンツ業界の組合設立を計画したが、手続きが煩雑なため断念した経緯がある。コンテンツビジネスについては、より設立手続きを簡略化した協業システムが利用できることが望ましい。

小口資金投資による制作費用支援事業を創設するため、競馬、競輪またはカジノと同等の個人投資の対象としてデジタルシネマやアニメーションの制作資金を位置付け、馬券と同様に小口の投資と配当を自由に行える市場を創設する。競輪法、競馬法に匹敵する「競映像法」を創設し、JRAのような運営団体を新設する。「競映像法」により得た配当金は他の公営ギャンブルと同様に課税を免除されること。

権利関係を明確化するための契約体系のあり方について支援できないか。

ブロードバンド時代にマッチした新たなビジネスモデル構築支援として、ワンソース・マルチユース化促進支援、コンテンツとメディアの分離等を講じてはどうか。

【お問い合わせ先】

経済産業省商務情報政策局文化情報関連産業課（メディアコンテンツ課）

担当：片岡、小林、田口

TEL：03-3501-9537